

地区防災計画書

令和元年度版

2019(令和元)年7月

泉町三丁目地区連合自治防災会

はじめに

当防災会が、昭和58年9月に設立、翌59年1月23日国分寺市と「防災まちづくり推進地区協定」を締結、平成元年に「泉町三丁目地区防災計画書」を策定し、「災害に強い、安全・安心なまちづくり」事業を今日まで進めてまいりました。

昭和59年3月と昭和61年8月にアンケート調査が行なわれ「**災害に負けない市民、安全で住み良いまちを築く**」を目的とした地区防災計画が平成元年4月に作成されました。

平成25年度に国の災害対策基本法が改正され、市の平成27年度7月修正「地域防災計画」と自治会・防災会の「地区防災計画(地区本部)」が連携することで、地域防災力を向上させる目的として時代にあった備え(防災訓練)・減災を発展させる。

「**地区本部**」における災害時の体制、震災発生時の行動、地区災害時待避所、在宅避難など、さらに充実した体制を8自治会・管理組合で進めたいと考えております。

1.地区防災計画改定について

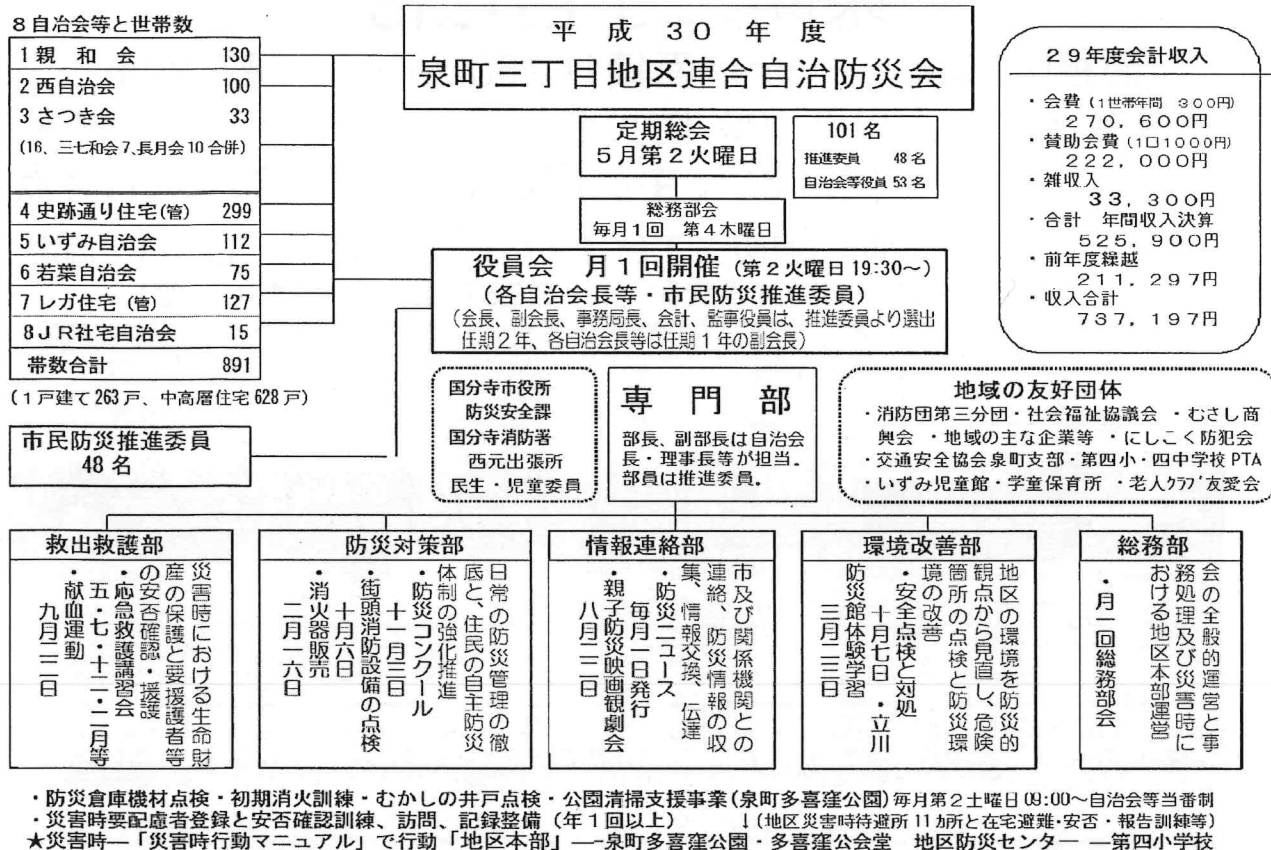
地区本部の設置と災害時行動マニュアルと災害時行動(安否確認等)をまとめる。

- ・平成28年度から事業計画にて運用と訓練を発災から避難まで時系列を想定して行う
- ・引き続き平成29～31年度事業計画に地区防災計画検討委員会を開催
(地区防災計画委員会は毎月第3水曜日に開催し1月16日で第38回目)
- ・各自治会・管理組合による、防災訓練を通して、地区本部、安否確認
(わが家 は大丈夫!黄色タオル・黄色い収集袋作戦)、消火訓練、避難など
防災と減災に取り組む)
- ・災害発生時のときに、防災協力者は地区本部・自治会・管理組合の各役員・班長を
支援・協力することができる。
(会則、令和元年5月14日に一部改定にて、防災協力者を追加承認を行う)
- ・地区防災計画の取組み経過と今後の対応

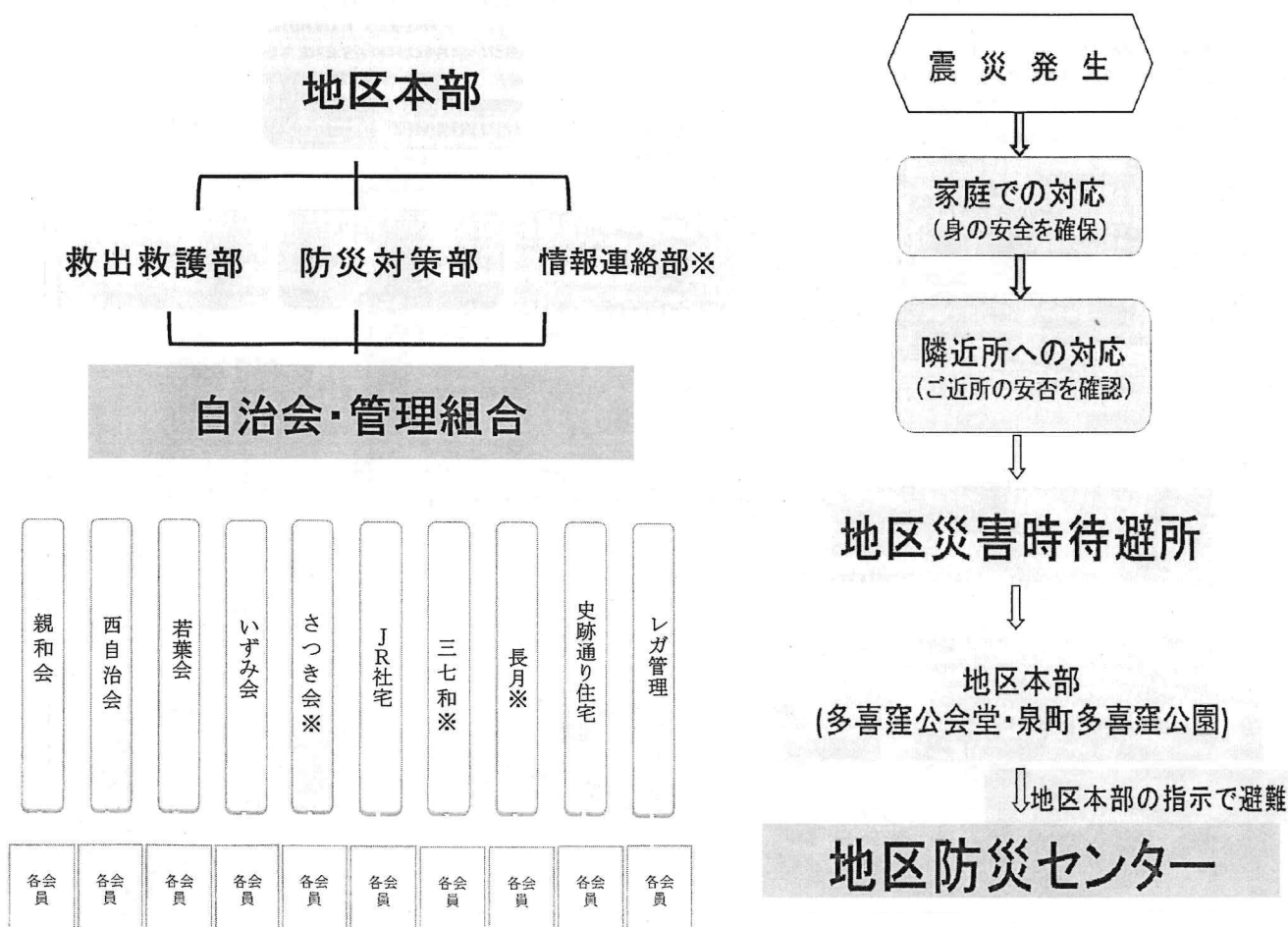
目 次

はじめに	1
1.地区防災計画改定について	1
1-1.泉町三丁目とは	1-1
1-2.防災マップ	1-2
1-3.通常の体制	1-3
2.災害時の体制	1-4
1.災害時行動マニュアル	1-5
①地区本部の役割	1-6
②自治会・管理組合の役割	1-7
③見直しの結果	1-8
3.災害発生時の行動	1-9
4.発災直後から避難までの行動フローの時系列	1-10
5.安否確認の方法	1-11
①わが家は大丈夫!	1-11
黄色いタオル・黄色い収集袋作戦	
②黄色いタオル・黄色い収集袋を掲げよう	1-12
全戸で安否確認に参加しましょう チラシ	1-13
(防災訓練の日に訓練 9月1日)	
6.防災コンクール	1-14
7.推進委員が活動に参加できるか	1-15
8.今後の対応・課題	1-16
9.防災協力者を会則改定により定める。(会則 4頁 参照)	
10.防災計画書 見直し計画について (計画書 5頁 参照)	
11.令和元年事業計画 (事業計画 3頁 参照)	

平常時の構成図体制



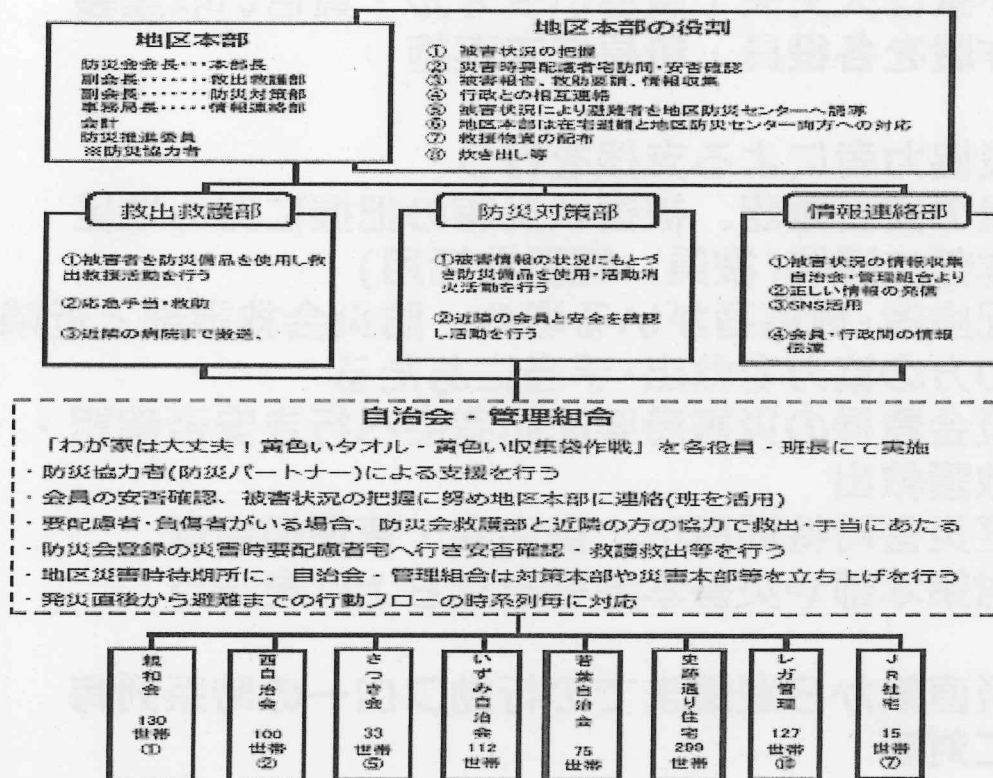
災害時の体制



災害時行動マニュアル

泉町三丁目地区連合自治防災会 災害時行動マニュアル

No.20190707-03



地区本部の役割

- ① 被害状況の把握
- ② 災害時要配慮者宅訪問・安否確認
- ③ 被害報告、救助要請、情報収集
- ④ 行政との相互連絡
- ⑤ 被害状況により避難者を地区防災センターへ誘導
- ⑥ 在宅避難と地区防災センター両方への対応
- ⑦ 救援物資の配布
- ⑧ 炊き出し等

自治会・管理組合の役割

- ・わが家は大丈夫！黄色いタオル・黄色い収集袋
作戦を各役員・班長にて実施
- ・防災協力者による支援を行う
- ・会員の安否確認、被害状況等の把握に努め地区
本部に連絡(役員、班長を活用)
- ・要配慮者・負傷者がいる場合、防災会救護部と近隣
の方の協力で救出・手当にあたる
- ・防災会登録の災害時要配慮者宅へ行き安否確認・
救護救出
- ・地区災害時待期所に、自治会・管理組合は
対策本部や災害本部等を立ち上げを行う
- ・発災直後から避難までの行動フローの時系列毎
に対応

地域防災計画策定・見直しの結果

平常時体制から災害時体制へ

- 1.市総合防災訓練(7/22 10時～11時30分)の時に地区
本部を立ち上げ

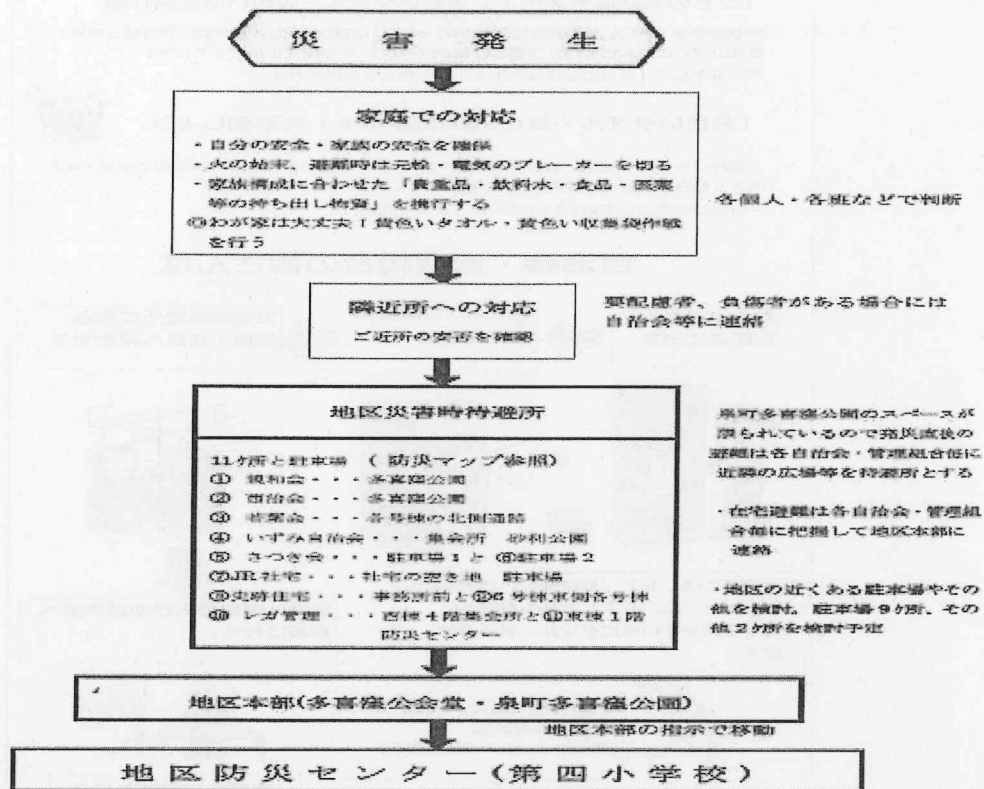
各災害時待避所11カ所に旗を掲げて安否確認・通報訓練・
非常食配布、参加者297名(前年度は173名)、185世帯、
9,000食

- 2.物資配給訓練(2/24～25 10時～12時)を地区本部立ち
上げ、参加者296名(66%)、450世帯、サポート31名

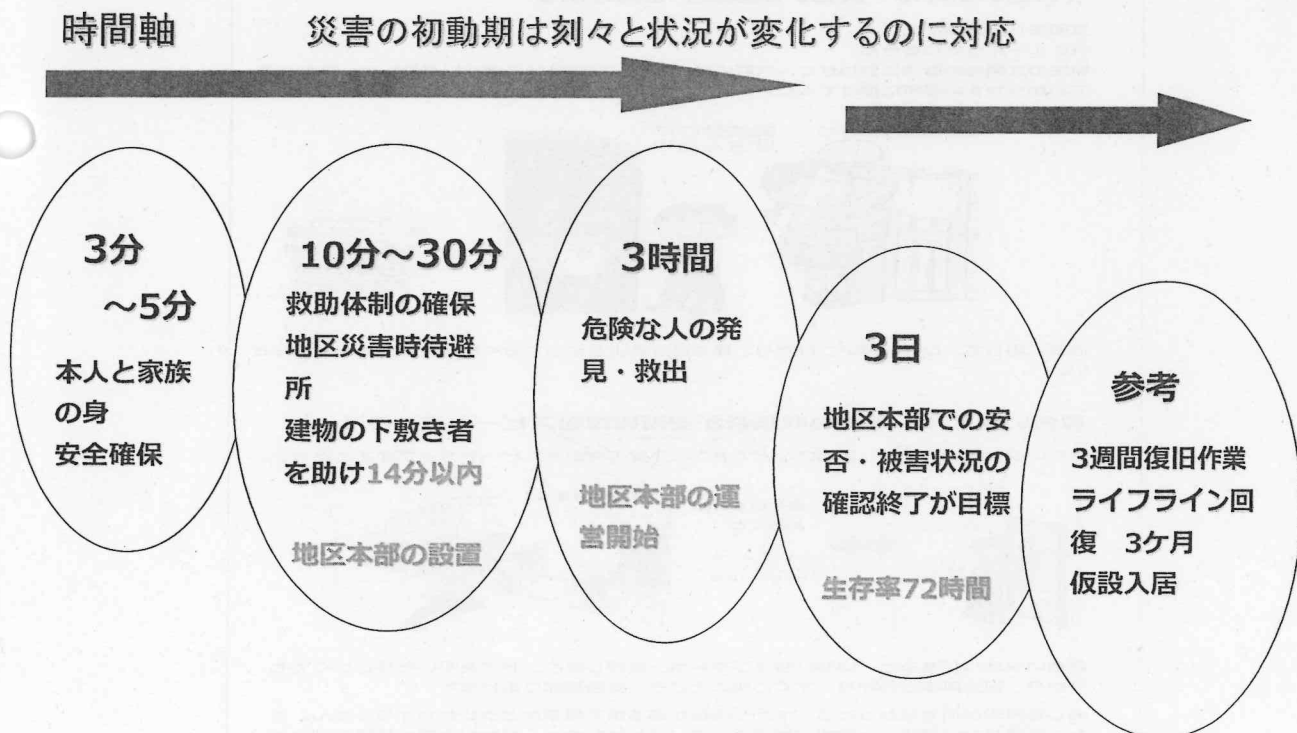
- 3.「わが家は大丈夫！黄色いタオル・黄色い収集袋作戦」を
推進

災害発生時の行動

災害発生時の行動



発災直後から避難までの行動フローの時系列



安否確認の方法

わが家は大丈夫! 黄色いタオル・黄色い収集袋作戦

「うちの家族は大丈夫!」黄色いタオル・黄色い収集袋作戦

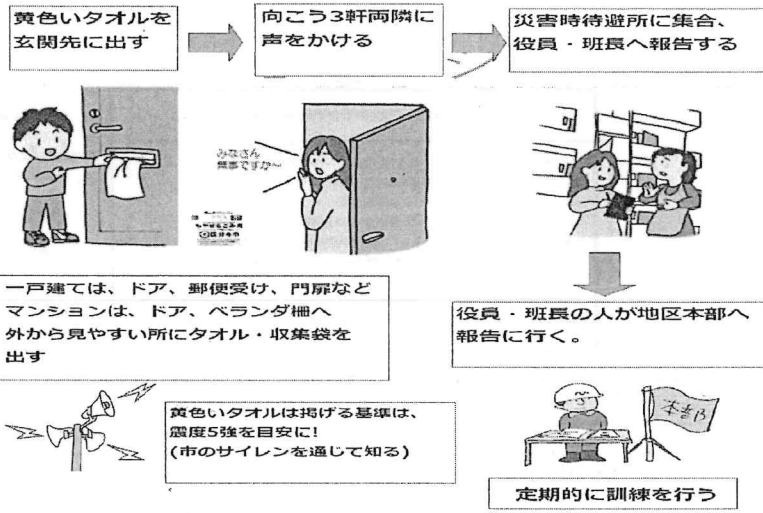
大地震の後、家にいる家族が全員無事だったら（救助などの必要がない状況だったら）、黄色いタオル（大きく目立つ黄色い収集袋40ℓ）を玄関先に掲げてください。ご近所さんに「うちの家族は大丈夫!」と知らせる目印です。

「黄色いタオル・黄色い収集袋40ℓ」を準備しよう

「黄色いタオル」又は「黄色い収集袋40ℓ」は、どこでの家でも準備可能であるOK! 大きく目立つ黄色い収集袋40ℓを用意してください。
・袋におもりとして黄色いタオルを入れてください。



自治会・管理組合の皆さんは



黄色いタオル・黄色い収集袋を掲げよう

「黄色いタオル・黄色い収集袋」を掲げよう

玄関先への掲げかた
特にルールはありません。
自宅の玄関先の形状に合わせて、門扉に掛けたり、郵便受けにはさんだりして、外から見てわかりやすい場所に掲げてください。



必要に応じて、ひもを縫いつけたり、棒を通せるようにしておくなど、加工をしてください。

黄色いタオル・黄色い収集袋が安否確認をスピードアップ!

黄色いタオルの役割は、自治会などでおこなう安否確認をスピードアップすることです。



黄色いタオルがあると、いちいちインターホンを押したり、ドアを叩いたりしなくても、外から一目で無事とわかり、すぐに次のところに安否確認に走れます。
もしも目印が何もなかったら、中から応答があるまで無事かどうかかわかりません。また、応答がない場合、一時的に留守にしているだけなのか、救助が必要な状態で倒れているのか判断できません。

災害発生後、3日間はそのまま掲げておきましょう

自治会などでの安否確認や、高齢者・障がい者などのための一斉安否確認など、すべての安否確認活動が終わるまで、黄色いタオルはそのまま玄関先に掲げておいてください。災害規模によって、すべての安否確認にどれくらい時間がかかるかわかりませんので、3日間程度はそのまま掲げておきましょう。

全戸で安否確認に参加しましょう



全戸で安否確認に

参加 しましょう!!

黄色いタオル・黄色い収集袋を外から
見てわかりやすい場所に目印として、
掲げてください。

わが家は、大丈夫!! です。

9月1日(日) 8時～9時30分 (小規模行)

対象：泉町三丁目の各自治会・各管理組合の全戸(全世帯)。
朝8時防災サイレンの合図で安否訓練を開始。

安否確認の行動

- ①黄色いタオル・黄色い収集袋を外から見える場所に掲げる。
8:00～ (地区本部は8:30に設置します。)
- ②役員・班長が目印を確認し各班の安否確認・一覧表に記入します。
9:00～ (一斉に安否確認をしてください。)
- ③役員・班長が目印を確認した後、会長・理事長に報告し、
9:20までに地区本部へ各班の安否確認・一覧表を提出します。

泉町三丁目地区連合自治防災会

各自治会員 防災組合理事長 様
各町長 様
防災委員 様

2019(令和元)年 7月10日
泉町三丁目地区連合自治防災会
会長 小倉 貞夫

市の総合防災訓練で、安否確認と通報訓練の実施について

9月1日(日)は防災訓練の日です。市の総合防災訓練に地区本部を参加します。
今回の安否確認・通報訓練は、全戸による黄色いタオル・黄色い収集袋を
掲げますのでご協力をお願いします。

記

テーマ：泉町三丁目防災会の安否確認(黄色いタオル・黄色い収集袋)について

日 時：2019(令和元)年9月1日(日)サイレン合図 8:00～9:30 (雨天時は中止)

場 所：多摩公園 防災倉庫前 地区本部を設置
災害時待避所118所に旗を掲置(待避所のマップで確認)

内 容：

- 行動 1：サイレンを合図に全戸(世帯)で黄色いタオル・黄色い収集袋を外から
見える場所に目印として掲げる。8:00～
地区本部は8:30に設置します。
- 行動 2：役員・班長は各待避所に旗を掲げ 9:00～
目印の確認を 9:00から一斉に確認します。
各班の安否確認・一覧表に記入後に、会長・理事長に報告します。
- 行動 3：通報訓練のために各待避所から地区本部に各班の安否確認・一覧表を提出
と報告してください。 9:20
～9:28 地区本部では通報による安否確認状況をまとめて、地区防災センターへ報告する。
9:00～9:30 災害時待避所の安否確認を終了します。

地区本部と泉町外の災害対策本部と地区防災センターへ。

①地区本部の立上げの連絡を、地区防災センターへ。 9:00～

②安否確認・被害状況などを報告。 9:10～

③被害状況、被害の対応状況など、負傷者などの被害など情報等を待つ。 9:10～

④代表者は災害時市内在災者名・避難シートを持って、避難要所へ提出。 10:30～

※実際に地震が起きたときに備えて行動ができるよう
災害時の行動を再確認しましょう!



防災コンクール

防災コンクール(防災訓練) 内容

第33回 2018年 11/3(土)

地震発生その時

スタート (リーダーを決める)

3人1組で、椅子に座っています
地震発生の合図でテーブルの下にもぐり
「身の安全確保!」

揺れがおさまったら
「火元ガス元栓を締める!」
家外に避難する場合
「電源ブレーカを切る!」

大声で「火事だ〜!!」
隣近所へ知らせるデシベル測定

煙体験 姿勢を低く煙を
吸わない対策を!ハンカチなど持参

消火器で初期消火!
119番通報!

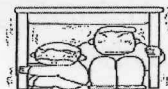
ジャッキ・のこぎり・三角巾
などで 負傷者を救出

バイスタンダーにより 容態観察
AEDで心肺蘇生・担架で運んで
救急隊に引き継ぎ

ゴール(終了)!!

各チームの訓練終了後「D級可搬式ポンプ」
による放水訓練、バケツリレー。
炊き出し訓練「すいとん」を食べて全体の
訓練を終了!!

●バイスタンダー(By Stander): その場に居合わせた方



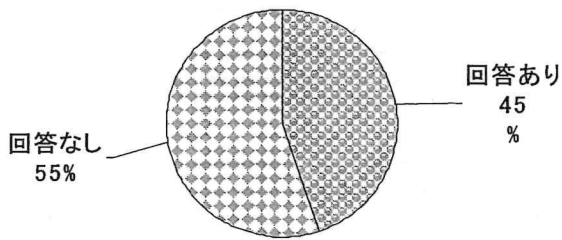
応急救護



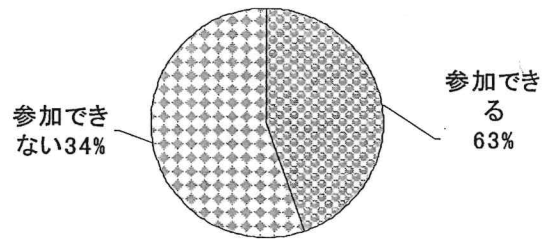
推進委員が活動に参加できるか

推進委員が活動に参加できるかのアンケートについて 集計 グラフ

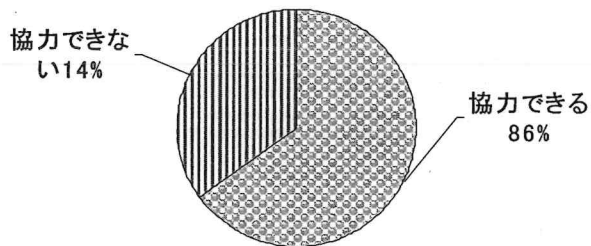
アンケート回収率



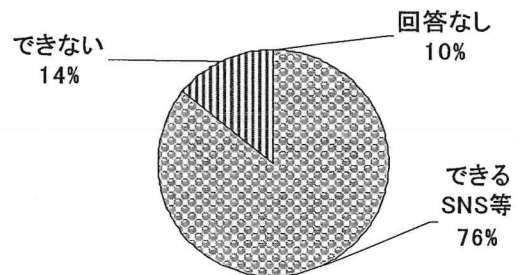
①活動参加できる人は何人いるか。



②参加できないが協力できる人は何人いますか。



③連絡ができますか。



今後の対応と課題について

地区防災計画の取組み経過と今後の対応

- ・平成28年度から事業計画にて運用と訓練を発災から避難まで時系列を想定して行う
- ・引き続き平成29～31年度事業計画に地区防災計画検討委員会を開催
(地区防災計画委員会は毎月第3水曜日に開催し1月16日で第38回目)
- ・各自治会・管理組合による、防災訓練を通して、地区本部、安否確認(わが家は大丈夫!黄色タオル・黄色い収集袋作戦)、消火訓練、避難など防災と減災に取り組む

今後の課題

- ・8自治会・管理組合・社宅の温度差があるので調整・改善の必要
- ・地区内の連携企業・団体・商店などの訓練の模索
- ・各個人の対応は、東京防災にて把握して貰うが近所での助け合いは、組織的に行なう
- ・高齢化の対策として、防災協力者IT化(SNS等)の対応による支援体制
- ・在宅避難の対策
- ・地区防災センター(第四の避難所運営など、協議会の設置検討

泉町三丁目地区連合自治防災会表彰歴・認定一覧

昭和59年11月29日	国分寺消防署	感謝状
昭和63年9月9日	国分寺消防署	感謝状
平成2年9月9日	東京消防庁救急部長	感謝状
平成4年5月9日	国分寺市	感謝状
平成4年11月13日	東京消防庁指導広報部長	感謝状
平成5年9月23日	国分寺消防署	感謝状
平成5年10月29日	八王子日赤血液センター	感謝状
平成11年9月9日	国分寺消防署	感謝状
平成15年9月9日	国分寺消防署	感謝状
平成15年11月11日	東京消防庁指導広報部長	感謝状
平成19年11月13日	国分寺消防署	感謝状
平成21年1月19日	第5回東京消防庁防火防災功労賞	優秀賞
平成21年2月9日	第13回防災まちづくり大賞	総務省消防長官賞
平成21年9月2日	平成21年度防災功労者内閣総理大臣表彰	
平成22年9月9日	国分寺消防署	感謝状
平成22年11月10日	東京消防庁総監	感謝状
平成23年9月5日	国分寺消防署長 救急業務協力者	感謝状
平成25年4月21日	東京防災隣組	第二回認定団体に認定
平成25年9月14日	東京消防庁救急部長	感謝状
平成25年11月15日	国分寺消防署 火災予防業務協力者	感謝状
平成26年9月14日	東京消防庁 防災部長表彰	
平成27年9月5日	国分寺消防署長 救急業務協力者	感謝状
平成30年9月17日	国分寺消防署救急部長	感謝状

防災計画書 (要旨・実施項目のみ全文。見直し計画について)

後世に誇れる安全で快適なまちづくりに向けて

第1章 計画の目的と位置付け。

いつでも・どこでも起こる M=7.2から 震度5強以上

- (1)計画の目的 —— 災害に負けない市民、安全で住み良いまちを築く。
- (2)計画の位置付け—— 防災まちづくりの羅針盤

第2章 計画の構成——計画と進め方の概略——

- 計画の柱
- その1——家庭の防災対策を充実しよう(家族会議:家庭内防災計画)
 - その2——私たち相互の協力で応急活動を行なおう(応急活動計画)
 - その3——災害が起きない街をつくろう(減災: 防災街づくり計画)
 - その4——安全で快適な住まい方を身につけよう(集合住宅防災計画)
 - その5——防災への関心を高め、意識を高めよう(防災意識啓蒙計画)

第3章 家庭内の防災対策を充実しよう。(自助)

自分自身の命を守る 家族の命を守る。安全ゾーンの意識

- ①家具の転倒防止対策の研究——家具の転倒防止策について研究し、随時普及を図ります。
- ②防災訓練の開催——防災訓練、講習会などは、年1回以上定期的に行います。
- ③防災だより、パンフレットによる啓蒙——家庭内防災の普及、啓蒙は防災会が発行する防災だよりやパンフレット などによって行います。
- ④防災用品の紹介——防災会は各種防災用品や防災必要品など、家庭内防災に有用な物品について、随時案内や入手の便宣を図ります。
- ⑤普及活動の要望への対応——防災会は会員の要望に応じて、可能な限り家庭防災の普及 に努めます。

第4章 私たち相互の協力で応急活動を推進しよう。(自助・近所)

近助(向こう三軒両隣のつながり)

4-1 情報伝達・避難行動計画

在宅避難訓練自宅での被災生活

- ①防災活動のために、「地区本部」の設置——災害時は多喜窪公会堂に設置し、本部に災害時情報を集中する体制を整備します。地区本部・自治会・管理組合は「泉町三丁目防災会 災害時行動マニュアル」に基づいて、行動を行う。災害発生時の行動は「災害発生」の流れに従って行動を行う。
 - ②避難訓練、応急活動訓練の実施——定期的に避難・応急活動訓練を行ない、情報の 収集伝達や避難方の周知徹底を図ります。
 - ③災害時待避所の設置——災害時待避所は関係者の協力のもとに、多喜窪公会堂を含 めて地区内に11カ所設置する。その他追加も検討します。
- 災害時の情報収集・伝達のも再検討

4-2 火を出さない、消火する。(自助・近所)

- ①防災だより、パンフレット等による啓蒙—防火対策に関する普及や啓蒙は防災会が発行するニュースパンフレットにより行います。
- ②初期消火訓練の実施——初期消火訓練は年1回(秋)定期的に行います。訓練にあたっては、毎年テーマを設定するなど内容の充実に努めます。
- ③家庭用消火器の定期共同購入——家庭用消火器の詰め替え、共同購入は年1回定期的に行ないます。
- ④街頭消火器の定期点検——街頭消火器の点検は1回定期的に行います。また点検により改善の必要があると認められたものについては、随時市に改善を要請します。
なお、点検活動にあたっては、各自治会の協力を得るなど、内容の充実に努めます。
- ⑤非常時の心構えの検討と普及——初期消火活動や組織的な消火活動について、住民の心構えや情報連絡など内容を検討し、普及します。
- ⑥街頭消火器・消火栓設置場所の広報——非常時に迅速な防災活動が行なえるよう日頃から街頭消火器や消火栓の設置場所について地図等活用して住民に広報します。

4-3 お互いの協力、助け合い。(近所・共助)

相互援護計画

- ①医療従事者や経験者への協力の依頼——医療従事者や経験者は災害時協力依頼を行なうとともに協力者名簿を作成します。
- ②備蓄資機材の整備と使い方の習得——災害の発生に備えて、日頃から備蓄資機材の整備・充実に努めます。また、防災会の催しなどにおいて、災害時に適切な活動ができるよう、かたから使い方を習得します。
- ③備蓄資機材の点検——日頃から備蓄資機材を点検し、適宜更新します。
- ④災害時の情報連絡網の確立——災害時の情報連絡網の確立するとともに、物資の配給方法を検討し整備します。
- ⑤災害時給水容器の貸し出し——災害時、行政による給水活動が行なわれる際には、備蓄倉庫に備えてある給水用容器を貸し出します。
- ⑥その他の活動の検討——「第8章今後の進め方」について今後検討を進めます。
- ⑦ニュース等による啓蒙活動——急救護および物資備蓄に関する啓蒙活動は、防災会が発行するニュース等により行います。

4-4相互援助計画(1人暮らし老人・寝たきり老人・災害援護計画)

災害時配慮者、避難行動要支援者(安否確認の行動マニュアル)

- ①要介護者の把握——アンケートなどにより、定期的に1人暮らし老人や寝たきり老人等、要介護者を把握するよう努めます。
- ②「訪問会」の実施——担当者が年数回「訪問会」を行ない、交流と理解を深めるとともに、必要な介護の内容を把握するよう努めます。
- ③隣援助体制づくり——要介護者には、市民防災推進委員からなる担当者を定め、近隣援助体制づくりを行います。
- ⑤護資機材の整備——タンカー等介護資機材の整備を図ります。

第5章 災害が起きない街をつくろう。(共助・公助)

5-1 街の点検と街づくりの啓蒙(防災マップ)

①街の定期点検と点検地図の作成——年1回、街の巡回点検を行なうとともに、「点検地図」を作成して防災街づくりの資料とします。また、点検の結果指摘された危険箇所や問題点は環境部会で対策を検討し、防災会に提起します。

② 防災まちづくりの啓蒙——危険箇所の改善方法の紹介や防災街づくりの啓蒙活動は、防災会ニュースを用いて随時行います。

③ 街づくり学習の実施——街づくりの学習会や検討会は、市や専門家などの協力を得て適宜行います。

5-2 重量塀の改善

① 良好な塀の事例紹介——防災上及び環境上良好な塀や生垣等の事例を収集すると共に、適宜防災ニュースを通じて啓蒙を図ります。

②危険塀改善方法の啓蒙——危険塀の改善方法について検討し、防災会ニュースを通じて啓蒙を図ります。

③公共性の高い通りの安全化——府中街道、駅前通りなど公共性の高い通りについて、フェンス・生け垣を推進します。

④重量塀の推奨基準の検討——安全及び環境を考慮した重量塀の推奨基準を検討します。

5-3 転倒・落下危険物等の改善の計画

①定期点検の実施——年1回、定期的に街の巡回点検を行ない、自動販売機や看板等転倒・落下危険物の実態を把握し、広報する。

②改善要請——危険箇所については改善簿法を検討し、防災会を通じて所有者や管理者へ改善の申し入れを行なう。

③看板の基準づくり——看板の大きさ、かたち、色、設置方法など防災及び環境を考慮した基準づくりを検討する。その際東京都屋外広告物条例を参考にする。

5-4 家屋相互の近接対策

①啓蒙活動——家屋相互の近接に伴って生じる問題や影響などについて検討するとともに、その対策について、防災会ニュースを通じて適宜啓蒙を図ります。

②家づくり推奨基準の検討——防災上及び環境上の視点から泉町三丁目にふさわしい家づくりの推奨基準を検討します。

5-5 道路の改善 違法駐車・違法駐輪対策

①定期巡回点検の実施——年1回、街の巡回点検を行ない、地区内道路に関する問題点を把握します。

② 改善の申し入れ——防災あるいは環境上問題となる道路の使い方に関しては、防災会を通じて関係者に改善の申し入れを行います。

③ 広報と啓蒙——防災会ニュースにより、地区内道路の問題点や改善応法について適宜広報や啓蒙を行な

④「みちの美化デー」——3ヶ月に一度、「みちの美化デー」を設け、国分寺市の協力を得て、道路の清掃や放置自転車の撤去など行ないます。

5-6 緑・オープンスペースの保全と確保・計画

①緑の実態把握一定期的に地区内の緑。オープンスペースの実態について把握し広報します。

②緑の管理に関する学習会の開催一緑や公園などの管理や使い方などについて、適宜学習会を開催し、今後のあり方を検討します。

③緑・オープンスペースの確保——定規模以上の開発に関しては、適宜市及び関係者の協力を得て、地区の実情に応じた緑やオープンスペースを確保します。

5-7 街なみのルールづくり 街づくり計画

①住まい方学習会の定期開催——都市での家づくりや住まい方に関する学習会を市及び関係者の協力を得て定期的に開催し、安全で快適な街づくりに関する意識を深めます。

②街並みのルールづくりー街の既存の問題点や今後予想される問題点について検討を深め、「地区計画」や「建築協定」など具体的に合意できるものから早急に街なみのルールとして確立するよう努めます。

泉町三丁目の主要な課題としては以下のものが考えられます。

①道路、②塀、③建物(用途、階数、近接問題)、④看板

第6章 安全で快適な住まい方を身につけよう。(自助・減災)

集合住宅防災計画(自宅の耐震化)

被災生活中の健康管理

①集合住宅間の情報交換等——大規模集合住宅がもつ共通の課題に対して、協力して対処していくために、「連絡協議会(仮称)」を設けて、情報交換や研究などを進めます。

②家庭内対策の推進——各家庭(住戸)内での防火対策は、管理組合等が指導的に防災講習会や防災訓練などにより、啓蒙と普及を図ります。

③防災会、自治会等との連携一特に、被災後の生活維持や生活再建など地域との協力が必要とされる項については、防災会や地域の自治会等とその内容を協議します。

第7章 防災への関心を高め、意識を高めよう。

防災意識啓蒙計画(自助・近所)

①防災ニュースの定期発行と防災知識の普及等——防災ニュースを月1回定期的に発行し、防災に関する情報、知識の普及と技術の習得に努める。

②人の集まる機会の積極的活用——自治会主催の行事や地区内居住者が集まる機会を積極的に活用して、防災知識の普及と意識高揚えお行なう。

第8章 今後の進め方(自助・近所・共助・公助・減災)

①本計画は自治会員の意識調査や、まちの実態調査を踏まえて、防災委員会が検討立案し、自治会等で決定されたものです。したがって、泉町三丁目地区内に生活する住民が現時点で至達した総意とみることができます。

②各論における実施項目などでは、検討の足りない個所も多々ありますが、本計画を 実らせて行くためには、会員皆さんの積極的な協力が必要です。

③本計画は実施方法や具体的スケジュール、資金計画など、いわば実施計画についてはふれておらず、泉町三丁目における防災まちづくりの指針を示した「基本計画」です。

④したがって、今後の活動の進展状況やまちの変化などに応じて、本計画を充実させていくと同時に、今まで以上に体制を確立して計画内容の実現に向けて努力していくことが必要です。

⑤こうしたことから、次の点を留意して防災まちづくりの推進を図ります。

(1) 進め方の方針

①防災会は本計画の具体化を図る部分、自治会等との調整を行なう部分などについて検討を行ない、内容の充実と実施に向けての条件づくりを図る。

② 防災会は、必要に応じて市及び関係機関と協力し、あるいは要請を行ない、計画の実現を図る。

(2) 推進体制と進め方

① 防災会は自治会等の協力、調整を行ない、防災まちづくり を推進する。

キーワード

- ・ 在宅避難訓練 ・ 自宅での被災生活 ・ 安全ゾーンの意識
- ・ 思い込みが被害を大きくする。 ・ もしものときに役立つ ・ もしものときにの生き残り術

泉町三丁目地区 連合自治防災会会則

昭和58年9月

(最新改正 2019(令和元)年5月14日)

泉町三丁目地区連合自治防災会

泉町三丁目地区連合自治防災会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、泉町三丁目地区連合自治防災会（以下会という。）と称する。

(目的)

第2条 会は、国分寺市のめざす防災都市づくりを基本目標として、地域住民と市が協力し、泉町三丁目地区自治防災対策に関する必要な事項を定め、もって災害に強い安全で安心なまちづくり、ならびに地域の連帯防災意識と自主防災体制の強化を図ることとする。

(事務所)

第3条 会の事務所は会長宅に置く。

第2章 事 業

(事業)

第4条 会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓蒙に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 自主防災活動の充実強化に関すること。
- (4) 災害時要配慮者に対する支援活動に関すること。
- (5) 環境改善に関すること。
- (6) 別表に掲げる関係団体との交流・協働・支援に関すること。
- (7) その他防災活動に必要な事項に関すること。

第3章 組 織

(組織)

第5条 会は、泉町三丁目の次の自治会および管理組合（以下自治会等という。）をもって構成する。

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 親和会自治会 | (5) さつき会 |
| (2) 西自治会 | (6) JR社宅自治会 |
| (3) 若葉自治会 | (7) 西国分寺史跡通り住宅管理組合 |
| (4) いずみ自治会 | (8) 西国分寺レガ管理組合 |

(賛助会員・防災協力者)

第6条

- (1) 会の事業に賛同し、援助、協力を行う個人および団体を賛助会員とすることができる。
- (2) 会の事業に賛同し、援助、協力を行う個人を防災協力者とすることができる。

第4章 役 員

(役員)

第7条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名
- (6) 市民防災推進委員

2、前項の副会長10名のうち2名は市民防災推進委員から、8名は第5条に掲げる自治会等の推薦する者から選出する。

3、役員の任期中に欠員が生じた場合、役員会で後任を選出する。

(任期)

第8条 会の役員の任期は次のとおりとする、但し再任は妨げない。

- (1) 会長、副会長（市民防災推進委員）、事務局長、会計、監事 2年
- (2) その他の役員 1年

(職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、任期2年の副会長のうち会長が指名した副会長がその任務を代行する。
- (3) 事務局長は各専門部と常に連絡を密にして、会の総括的事務処理にあたる。
- (4) 会計は会の収入支出に関する事務および財産を管理する。
- (5) 市民防災推進委員は、市および関係機関との連絡を密にして、協力地区における市民防災の任にあたる。
- (6) 監事は会計事務および財産の管理状況を監査する。

(相談役)

第10条 会に相談役を置くことができる。相談役は役員会の議を経て、会長がこれを委嘱する。相談役は、会運営上重要事項について、会長の諮問に応じる。

(専門部)

第11条 会に専門部を置き、それぞれの職務を分担する。

- (1) 総務部
会の全般的な運営と事務処理および災害時における地区本部運営。
- (2) 環境改善部
地区の環境を防災的観点から見直し、危険個所の点検と防災環境の改善。
- (3) 情報連絡部
市および関係機関との連絡、防災情報の収集、情報交換ならびに伝達。
- (4) 防災対策部

日常の防災管理の徹底と住民の自主防災体制の強化。

(5) 救出救護部

災害時における生命財産の保護と救出救護および応急手当。

2 役員はいずれかの部会に属し、部会の部長、副部長は会長が指名する。

第5章 会 議

(会議)

第12条 会の会議は総会、臨時総会および役員会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は役員、および自治会等の役員をもって構成し、定数の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 役員会は第7条の役員をもって構成する。

4 総会は毎事業年度終了後より2ヶ月以内に開催し、次の事業を決議する。

(1) 予算案および事業計画案

(2) 役員の選出

(3) 会則・細則等の変更

(4) 会費の変更

(5) その他会長が必要と認める事項

5 総会に前年度事業報告、決算、会計監査報告を行う。

6 会議は、役員会および総会の過半数の同意をもって決定する。

7 総会および臨時総会において討議決定された内容については、全会員に周知する。

8 会長は、会運営上必要ある場合は、臨時総会および役員会を招集することが出来る。

第6章 会 計

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日より翌3月31日までとする。

(経費)

第14条 会の運営に必要な経費は、自治会等の会費および賛助会費の会費、その他寄付金等をもって充てる。

第7章 雑 則

(災害発生時の対応)

第15条 災害が発生した場合、会は「国分寺市地域防災計画」に基づき、地区本部を速やかに設置して対応を講じる。

2 地区本部・自治会・管理組合は「泉町三丁目防災会 災害時行動マニュアル」に基づいて、行動を行う。

3 災害発生時のときは、防災協力者は地区本部・自治会・管理組合の各役員・班長を支援・協力することが出来る。日頃の防災会の各行事に参加することが出来る。

(細則)

第16条 会則に定めるものの他、会の業務の執行に必要な事項については、細則で定めることができる。

別表 第4条第6号

国分寺消防署	市立いずみ児童館・泉町学童保育所
国分寺市消防団第三分団	国分寺市民防災推進委員会
交通安全協会泉町支部	市立第四小学校・PTA
むさし商興会	老人クラブ友愛会
市立第四中学校・PTA	にしこく防犯会

附則 この会則は、昭和58年9月 1日から施行する。

昭和59年4月 1日 一部改正

昭和60年5月 8日 一部改正

昭和62年5月13日 一部改正

平成元年 5月 9日 一部改正

平成 2年5月 8日 一部改正

平成 3年5月14日 一部改正

平成 4年5月12日 一部改正

平成13年5月 8日 一部改正

平成14年5月14日 一部改正

平成16年5月11日 一部改正

平成24年5月 8日 一部改正

平成28年5月12日 一部改正

令和元年 5月14日 一部改正

